

平成29年3月31日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	鹿児島県	鹿児島県鹿児島市の女性	平23. 12. 26	水俣病 認定	棄却 認定申請者が有機水銀にばく露した蓋然性は高いが、当審査会に提出され、あるいは当審査会が職権により入手した医学的資料からは、四肢末端優位の感覚障害その他水俣病を示唆する症候を認めることはできなかった。ところで、本件は、認定申請者が希望していたにもかかわらず、認定申請後3年近く経過して認定申請者が死亡するまで処分庁は公的検診を行わず、そのために水俣病認定のための医学的資料が十分そろわなかった事案である。公的検診を行わなかった理由として処分庁が主張する事情に合理性はなく、処分庁の対応は水俣病被害者の救済の趣旨に反し、著しく不適切で極めて遺憾だというほかはない。しかしながら、水俣病であることを裏付けるだけの医学的資料が得られない以上、水俣病だと認定することはできないから、不認定とした原処分の結論自体を違法又は不当ということではできず、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は申請中死亡者の妻。審査請求人は、申請中死亡者が水俣病に罹患したとして申請。	平16. 11. 26	平23. 8. 25

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県伊丹市の男性	平27. 4. 29	中皮腫 認定	棄却 放射線画像所見では、比較的広い範囲で胸膜肥厚があり、胸膜中皮腫は否定できないが、胸膜炎も考えられる。病理診断では、胸膜に認められる変成した細胞は中皮細胞由来であるものの、明らかな悪性病変は認められず反応性中皮細胞であると考えられ、胸膜中皮腫と認めることはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平26. 8. 7	平27. 3. 27
2	独立行政法人環境再生保全機構	佐賀県鳥栖市の女性	平27. 5. 25	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 施行前死亡者は、放射線画像診断では、間質性肺炎の所見がみられるものの、石綿肺を積極的に疑う所見はなく、「著しい呼吸機能障害」の状態に至ったことを証すべき資料もないから、指定疾病である「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」に罹患していたと認めることはできない。よって、原処分を相当とし、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は施行前死亡者の娘。審査請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26. 7. 15	平27. 3. 27
3	独立行政法人環境再生保全機構	名古屋市の女性	平27. 5. 28	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 放射線画像診断では腹膜中皮腫を否定できなかった。しかし、病理組織学的診断では、HE染色標本の所見は未分化な悪性腫瘍の像と考えられ、また、免疫染色標本の所見は一定の分化の方向性は認められず、中皮腫の可能性はほとんどないと考えられた。以上から、中皮腫であると判定することはできないとの結論となった。よって、原処分を相当とし、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平26. 12. 10	平27. 5. 14

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
4	独立行政法人環境再生保全機構	三重県伊勢市の男性	平27.7.1	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺認定	<p>棄却</p> <p>大量の石綿ばく露歴があった可能性及び著しい呼吸機能障害があると認められるが、放射線画像所見では、間質性肺炎・肺線維化所見はなく、石綿肺と認めることはできない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と認められない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26.12.25	平27.5.14
5	独立行政法人環境再生保全機構	沖縄県那覇市の女性	平27.7.8	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は施行前死亡者の事例であるが、死亡診断書には死亡の原因として石綿肺の記載はなく、請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明できる診療録の写しの提出もなかったため、医学的事項に関する判定を申し出たものである。</p> <p>大量の石綿ばく露歴があった可能性を否定することはできないが、放射線画像所見上、石綿肺の所見はなく、著しい呼吸機能障害の有無については、資料がなく判断することができない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と認めることはできない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は施行前死亡者の妻。審査請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平27.2.3	平27.6.30